

保健福祉局

一般会計要求総額
221,080 百万円
(対前年度 +3.3%)

< 要求の基本的考え方 >

高齢の方、障がいのある方、子どもをはじめ、誰もが互いに理解し尊重しあいながら、地域の中でふれあい、支えあって、安心して生きいきと健康に暮らせる地域社会の達成のため、保健福祉サービスの充実を図る。

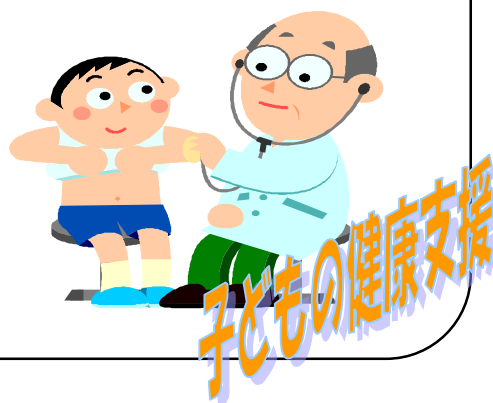
<p>子どもを 育てやすい 環境づくり</p>	<p>－主要事業－</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">要求額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦一般健康診査</td> <td style="text-align: right;">157〔健康衛生部〕</td> </tr> <tr> <td>乳幼児医療助成</td> <td style="text-align: right;">192〔健康衛生部〕</td> </tr> <tr> <td>生後4か月までの全戸訪問</td> <td style="text-align: right;">21〔健康衛生部〕</td> </tr> <tr> <td>不妊治療支援事業</td> <td style="text-align: right;">36〔健康衛生部〕</td> </tr> </tbody> </table>		要求額(百万円)	妊婦一般健康診査	157〔健康衛生部〕	乳幼児医療助成	192〔健康衛生部〕	生後4か月までの全戸訪問	21〔健康衛生部〕	不妊治療支援事業	36〔健康衛生部〕		
	要求額(百万円)												
妊婦一般健康診査	157〔健康衛生部〕												
乳幼児医療助成	192〔健康衛生部〕												
生後4か月までの全戸訪問	21〔健康衛生部〕												
不妊治療支援事業	36〔健康衛生部〕												
<p>高齢者の 地域生活支 援の充実</p>	<table border="0"> <tbody> <tr> <td>はつらつシニアサポート事業</td> <td style="text-align: right;">33〔保健福祉部〕</td> </tr> <tr> <td>高齢者、障がい者の生活あんしん支援事業 (新規「法人後見事業」を含む)</td> <td style="text-align: right;">65〔総務部〕</td> </tr> <tr> <td>さっぽろ孤立死ゼロ安心ネットワークモデル事業</td> <td style="text-align: right;">3〔保健福祉部〕</td> </tr> </tbody> </table>	はつらつシニアサポート事業	33〔保健福祉部〕	高齢者、障がい者の生活あんしん支援事業 (新規「法人後見事業」を含む)	65〔総務部〕	さっぽろ孤立死ゼロ安心ネットワークモデル事業	3〔保健福祉部〕						
はつらつシニアサポート事業	33〔保健福祉部〕												
高齢者、障がい者の生活あんしん支援事業 (新規「法人後見事業」を含む)	65〔総務部〕												
さっぽろ孤立死ゼロ安心ネットワークモデル事業	3〔保健福祉部〕												
<p>障がい者の 自立支援の 促進</p>	<table border="0"> <tbody> <tr> <td>障がい者相談支援事業等</td> <td style="text-align: right;">137〔保健福祉部〕</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者退院促進支援事業</td> <td style="text-align: right;">10〔保健福祉部〕</td> </tr> <tr> <td>元気はっけん(派遣)事業</td> <td style="text-align: right;">6〔保健福祉部〕</td> </tr> <tr> <td>障がい者協働事業運営費補助</td> <td style="text-align: right;">59〔保健福祉部〕</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センター(就労者支援型)運営</td> <td style="text-align: right;">9〔保健福祉部〕</td> </tr> <tr> <td>地下鉄駅エレベーター等整備</td> <td style="text-align: right;">389〔保健福祉部〕</td> </tr> </tbody> </table>	障がい者相談支援事業等	137〔保健福祉部〕	精神障がい者退院促進支援事業	10〔保健福祉部〕	元気はっけん(派遣)事業	6〔保健福祉部〕	障がい者協働事業運営費補助	59〔保健福祉部〕	地域活動支援センター(就労者支援型)運営	9〔保健福祉部〕	地下鉄駅エレベーター等整備	389〔保健福祉部〕
障がい者相談支援事業等	137〔保健福祉部〕												
精神障がい者退院促進支援事業	10〔保健福祉部〕												
元気はっけん(派遣)事業	6〔保健福祉部〕												
障がい者協働事業運営費補助	59〔保健福祉部〕												
地域活動支援センター(就労者支援型)運営	9〔保健福祉部〕												
地下鉄駅エレベーター等整備	389〔保健福祉部〕												
<p>日常の身近な 暮らしの安 心の確保</p>	<table border="0"> <tbody> <tr> <td>市民が安全に暮らせるための感染症検査体制の拡充</td> <td style="text-align: right;">11〔衛生研究所〕</td> </tr> </tbody> </table>	市民が安全に暮らせるための感染症検査体制の拡充	11〔衛生研究所〕										
市民が安全に暮らせるための感染症検査体制の拡充	11〔衛生研究所〕												
<p>スポーツを 楽しむ環 境の充 実と健 康づく りの推 進</p>	<table border="0"> <tbody> <tr> <td>「健康さっぽろ21」推進事業</td> <td style="text-align: right;">2〔健康衛生部〕</td> </tr> <tr> <td>市民健康づくりサポート事業</td> <td style="text-align: right;">4〔健康衛生部〕</td> </tr> </tbody> </table>	「健康さっぽろ21」推進事業	2〔健康衛生部〕	市民健康づくりサポート事業	4〔健康衛生部〕								
「健康さっぽろ21」推進事業	2〔健康衛生部〕												
市民健康づくりサポート事業	4〔健康衛生部〕												

：新規事業 ：バリエーション事業

小学校入学前の子どもの医療費を原則無料化します

乳幼児医療助成

乳幼児医療費助成制度について、現行制度で1割負担となっている、4歳以上で市民税課税世帯の通院に係る医療費を原則無料化することにより、小学校入学前の子どもの医療費を原則無料化します。



元気はっけん(派遣)事業

障がい者雇用マッチング試行事業

施設利用者、養護学校卒業生などを人材派遣会社に登録し、企業などに派遣する事業を試行的に実施します。



孤立死を防止します

さっぽろ孤立死ゼロ安心ネットワークモデル事業



「さっぽろ孤立死ゼロ推進会議」を発足し、市民への普及啓発や孤立死の防止に向けたネットワークづくりを進めます。

高齢の方へ

メタボリック対策

市民健康づくりサポート事業

平成 20 年度の医療制度改革に向け、メタボリック対策に重点を

おいた市民一人ひとりの健康づくりを支援します。



健康づくりを!

< 主な見直し項目(効果額) >

- ・一般事務費の削減 292 百万円
- ・事業の担い手による見直し 91 百万円
- ・サービス水準などの見直し 1,371 百万円
(主に制度改革に伴うもの)
- ・受益者負担の適正化 1 百万円

特別会計

保健福祉局では、一般会計の他に、4つの特別会計を所管しています。



国民健康保険会計(予算要求額 190,035 百万円)

新たに内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を開始し、その結果、生活習慣病予防のために生活習慣の改善が必要な方に対して、自らが自分の健康に関するセルフケア(自己管理)ができるよう支援することを目的とする特定保健指導を開始します。また、保険料については、口座振替の促進など、滞納の未然防止対策を推進し、収納率の向上および歳入の確保に努めていきます。

介護保険会計(予算要求額 91,794 百万円)

在宅や施設の介護保険サービスの提供に加え、平成 18 年度から実施されている介護予防などの地域支援事業を充実させていきます。平成 20 年度からは、平成 19 年度まで、すこやか健診時に 65 歳以上の方に対して実施していた生活機能評価を特定健康診査と一体的に地域支援事業として実施します。

老人医療会計(予算要求額 18,124 百万円)

後期高齢者医療制度への移行に伴い、廃止されます。(20 年度は 1 か月分のみ計上)

後期高齢者医療会計(予算要求額 18,845 百万円)

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が創設されることとなりました。保健福祉局では、この新制度への移行が迅速かつ円滑に実施できるよう万全を期します。